

平成29年度一般会計予算特別委員会会議録

平成29年3月15日(水)

(開会) 9:57

(閉会) 14:28

○委員長

ただいまから、平成29年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております「審査順序」のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は5つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出、歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款、各条にまたがる質疑及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのように運営をさせていただきます。

それでは、「議案第4号 平成29年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告があつております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求があつております資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうで答えさせていただきます。要求のありました資料は全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員からの要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ただいま要求された資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。

(資料配付)

それでは、執行部から補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第4号 平成29年度飯塚市一般会計予算」の概要について説明をさせていただきます。平成29年度の一般会計当初予算については、2月に市長選挙が執行されましたことから、人件費等の義務的経費、経常的な経費を中心に、必要最小限度の経費の年間分を計上しています。これは、法的には規定された名称ではありませんが、通称「骨格予算」といわれるもので、本予算として1年分の予算を計上しています。原則として新規、あるいは投資的な経費等については、6月に補正予算としてご提案させていただき、骨格予算に肉づけすることになります。国、県の制度による事業の実施時期や工期の関係で当初から計上しなければ実施できない事業、また市として計画上実施時期の判断が既になされている事業については、当初から予算計上しております。

それでは、配付しております「平成29年度予算資料」をお願いします。1ページをお願いします。予算につきましては、一般会計で619億4100万円を計上しています。前年度と

比較しますと、97億7900万円、率にして13.6%の減となっています。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しています。このうち主なものについて説明いたします。まず、歳入ですが、市税は、平成28年度の決算見込み等をもとに経済状況等を勘案し、総額で138億106万1千円を計上しています。市民税では、個人市民税は、景気等の影響により1.6%の増、法人市民税は、7.7%の増となっています。また、固定資産税は、土地は1.4%の減、建物は新增築等により3.0%の増、償却資産税は法人等における設備投資の増により3.0%の増となっており、全体で約2億7200万円、2.0%の増となっています。地方譲与税から地方特例交付金の中で、地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案して3億5800万円、21.2%の減、社会保障財源交付金についても、2億3300万円、19.4%の減となっています。また、地方交付税は、主に合併算定替えの減額の影響により、普通交付税で前年度より3億円少ない141億円を計上しています。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額では、3億9400万円の減額を見込んでいます。特別交付税については、前年度同額の19億円を計上しています。3ページから4ページにかけて記載しております国庫支出金及び県支出金については、子どものための教育・保育給付費、小中学校統合事業、地域再生計画事業ほか、本年度実施予定事業に係る国・県の負担金、補助金及び交付金を計上しています。

4ページをお願いします。寄附金については、ふるさと応援寄附金を、平成28年度比較で1億5千万円増の3億円を計上しています。繰入金のうち財政調整基金繰入金については、財源調整として9億850万8千円を取り崩して予算編成をしています。諸収入では、熊本地震で発生しました災害ごみ受け入れに係る受託収入を4億92万円計上しています。

5ページをお願いします。市債については、一番下に記載しています臨時財政対策債18億6800万円を含み、合併特例債を活用します本庁舎建設事業債や、公営住宅建設事業債、小・中学校施設整備事業債、公民館施設整備事業債など、総額で57億4830万円を計上しています。うち合併特例債は9億1330万円で、学校給食事業特別会計計上分を加えますと平成29年度当初予算計上分は11億1080万円となります。借入額累計は、平成27年度繰越事業分以降は予算ベースとなりますが、386億4910万円で、発行可能残高は82億7910万円となります。

6ページをお願いします。歳出になりますが、職員人件費の一般及び特別会計の総額は、退職等により前年度より約2億9400万円少ない約72億8900万円を計上しています。職員数は、一般職で任期付雇用職員を含み14人の減となっています。議会費の議会運営効率化推進事業費では、ペーパーレス会議を行うための通信運搬費等を計上しています。総務費の財産管理費のうち庁舎管理費では、現庁舎の5月7日までの管理費を計上しています。

7ページをお願いします。2つ目になりますけれども、ここでは新本庁舎施設管理費を計上しています。企画費のうちふるさと応援寄付事業費では、歳入で説明しましたが、寄附金の増に伴い、記念品料、事務代行手数料等を約1億円増の1億8600万円計上しています。

8ページをお願いいたします。電算管理費、その他の電算管理費では、情報端末機器整備事業費として、職員用のノートパソコン、及び、先ほど説明しました議会のペーパーレス化に対応するための職員用のタブレットの購入等に係る経費を計上しています。人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、立岩会館のトイレ改修、電気設備等に係る設計委託料を計上しています。また、集会所等整備事業費では、綱分の立納骨堂の改修工事に係る経費を計上しています。

9ページをお願いします。本庁舎建設費の新庁舎建設事業費では、来庁者駐車場等周辺整備工事、旧庁舎解体工事等に係る経費を計上しています。また、防災関連機器の新庁舎への移設に係る経費を計上しています。諸費の防犯対策費では、県補助、10分の10を活用し、自治会等が設置する性犯罪防止対策の防犯カメラ設置費を助成するための経費を計上しています。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳管理費では、平成29年度から5年間の窓口業務委託に係る経費を計上しています。

10ページをお願いします。下のほうになります。障がい者福祉費の障がい者福祉事業費では、県補助、2分の1を活用し、飯塚国際車いすテニス大会の観客席設置費及びPRイベント支援事業の経費を計上しています。

11ページをお願いします。障がい者福祉費の障がい者自立支援費では、障がい者基幹相談支援センター等運営事業費として、飯塚圏域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、その運営委託に関する経費を計上しています。障がい者福祉費のその他の児童福祉総務費では、平成28年9月補正予算で計上し、実施しています保育士就職緊急支援事業費として保育士就職緊急支援助成金を計上しています。児童福祉総務費のその他の児童福祉総務費では、子ども医療費を平成28年10月から拡大実施していますことから、約6900万円の増となっています。

12ページをお願いします。児童措置費の私立保育所等保育措置費では、一番上の市内私立保育所施設型給付費交付事業費から4つ目までの私立認定保育所施設型給付費交付事業費において、いずれも公定価格が平成28年4月1日に遡って改定されますことから、その増分を追加計上しています。また、私立認定保育所施設型給付費交付事業費では、平成29年度から2園（幸袋こども園、白菊幼稚園）がふえたため増額となっています。その他の児童措置費では、児童扶養手当給付費が平成28年12月支給分から2人目以降の加算分が倍額となったことから増額となっています。保育所費の保育所運営費では、公立保育所施設管理費において、保育士の事務軽減を図るため、保育士が行っていましたが保育所の清掃及び草刈りなどを委託する経費を計上しています。また、街なか子育てひろばについても同様に委託する経費を計上しています。

13ページをお願いします。真ん中ほどになります。扶助費の生活保護費は、保護世帯、人数とも若干減少傾向にあることから、主に生活扶助費及び医療扶助費が減となり、約1億2100万円の減となっています。

14ページをお願いします。衛生費の予防費、予防接種費では、予防接種委託料において、平成28年9月補正予算に計上し、実施しておりますB型肝炎を計上しています。一番下の水道費の水道事業会計補助金は、配水施設整備、浄配水施設整備等の合併対策事業出資分が減となったことから減額となっています。

15ページをお願いします。病院費の飯塚市立病院運営事業費では、病院分の交付税が増となったこと、病院事業会計の企業局移管により事務費が増となったため、病院会計補助金が増額となっています。ごみ処理費の清掃工場管理運営費では、歳入でも説明いたしましたが、熊本震災のごみ受け入れにより、燃料費等の費用が増となっています。

16ページをお願いします。し尿処理費の環境センター管理運営費では、新たに汚泥脱水機を設置し平成29年度から稼働予定ですが、平成28年度に設置のため減額となっています。また、環境センターの管理運営業務の民間委託に伴い、委託料を約2900万円計上しています。農業振興費の農業振興事業費では、環境保全型農業直接支援対策事業費において、交付対象の組織が2カ所ふえたことから増額となっています。

17ページをお願いします。農業振興費の地域再生計画事業費では、がんばる農業応援事業費及び生産振興補助金交付事業費が、農業振興事業費から国の創生交付金計画事業に移し替えて実施するものです。農業土木費の浸水対策事業費では、北勢田かんがい排水機場改良事業、鯉田井手ノ上用排水路改良事業に係る経費を計上しています。

18ページをお願いいたします。商工業振興費の産学官連携推進費では、トライバレー構想推進事業費において、現在の新産業創出ビジョンに次ぐ新産業振興ビジョンを策定する経費を計上しています。商工業振興費の地域再生計画事業費では、地方創生人材育成・定着促進事業

費において、平成28年12月に補正予算で計上し実施しております、嘉麻市、桂川町と連携して行う地方創生人材育成事業等に係る経費を計上しています。

19ページをお願いします。土木費の大規模建築物耐震改修促進事業費では、国、県の補助を活用し、法律の規定により耐震診断を義務づけられた民間建築物の耐震補強に係る費用を助成する経費を計上しています。街路事業費では、県道新飯塚潤野線整備事業及び鯉田中線整備事業における改良工事負担金を計上しています。

20ページをお願いします。下水道費の浸水対策事業費では、継続的に行っています、ポンプ場新設、水路・排水路等の改修などの浸水対策事業に係る経費を計上しています。住宅管理費のその他の住宅管理費では、公営住宅等長寿命化計画策定経費及び市営住宅の解体費を計上しています。

21ページをお願いします。住宅建設費では、平成26年度から取り組んでいます、長楽寺団地公営住宅建替事業における建替工事等に係る経費を計上しております。

22ページをお願いします。小学校費、学校管理費のその他の学校管理費では、教職員用情報機器管理費において校務用のタブレット購入費等を計上しております。同じく教育振興費の教育用情報機器整備事業費では、教育用情報機器整備事業費として、電子黒板及びタブレットの購入費等に係る経費を計上しています。同じく教育振興費のその他の教育振興費では、小学校英語教育推進事業費として、平成28年9月から実施しています、小学校6年生に対するオンライン英会話授業に係る経費を計上しています。小学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業費では、幸袋地区、鎮西地区及び穂波東地区小中学校統合事業に係る経費を計上しています。

23ページをお願いします。中学校費、学校管理費のその他の学校管理費では、小学校費と同様に、教職員用情報通信管理費において校務用のタブレット購入費等を計上しています。同じく教育振興費の教育用情報機器整備事業費では、小学校費と同様に教育用情報機器整備事業費として、電子黒板及びタブレットの購入費等に係る経費を計上しています。

24ページをお願いします。中学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業費では、小学校費と同様に幸袋地区、鎮西地区及び穂波東地区小中学校統合事業に係る経費を計上しています。幼稚園費の幼稚園教育振興費では、私立幼稚園等施設型給付費交付事業費において、交付対象が2園ふえたため増額となっています。また、私立幼稚園一時預かり補助事業費においても、交付対象が4園ふえたため増額となっています。

25ページをお願いします。公民館費の公民館改修事業費では、筑穂公民館の改修に係る経費を計上しています。また、鎮西公民館建設事業費では、小中統合校に併設いたします鎮西公民館の建設工事等に係る経費を計上しています。

26ページをお願いします。災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費では、昨年9月12日の大雨災害による道路災害において、地元協議に時間がかかったことから、平成29年度予算計上となったものです。公債費の総額は約59億9600万円で、前年度に比べて約9300万円の減となっています。市債利子の利率が下がったことが減額の原因となっております。継続費は、大規模建築物耐震改修促進事業補助金について、平成31年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。繰越明許費は、新庁舎建設事業工事監理委託料、以下3件について、年度内の完了が見込めないため設定するものです。債務負担行為は、福岡県信用保証協会保証料負担金、以下2件について、債務が後年度にまたがりますので設定するものです。

39ページ以降に、一般会計等の前年度との比較資料を添付しております。増減の主なものにつきましては、予算概要書の中で説明しましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。質疑をされる際には、予算書又は資料のページ数と、費目を示して、質疑されますようお願いいたします。まず、第1款、会議費及び第2款、総務費49ページから89ページまでの質疑を許します。

はじめに、質疑通告をされております、59ページ、庁舎施設管理費と補修について、宮嶋委員の質疑を許します。

○宮嶋委員

59ページ庁舎管理費の颯田庁舎施設管理費というところで、維持補修費が80万円というふうに組まれておりますが、この際、颯田の支所がどういう維持補修をされるのか、わかりませんが、この金額では到底補修できないような状況になっているのではないかなと思います。今、颯田支所庁舎の現状がどうなっているのか、お尋ねします。

○颯田支所市民窓口課長

現颯田庁舎は、昭和55年に旧建築基準法に基づき建設されたものであり、耐震性は十分ではなく、老朽化も著しい状況でございます。具体的には至るところで、雨漏りが起きており、その原因究明も困難な状況です。また、吹き抜け構造であるため、熱効率が非常に悪く、このままでは市民サービスにも支障を来しかねない状況であるというふうに考えております。

○宮嶋委員

それはもう、随分以前から、颯田庁舎、もう合併したころからそういう何か、いろんな情報があって、皆さんご苦労されていたと思うんですけども、本庁舎は立派にでき上がりましたが、一方で、こういう支所ですね、こういうところをやっぱり住民サービスを充実するというところでいくと、颯田の支所も、きちっとやっていくべきではないかなというふうに思いますが、今、どういうふうなことで、今後どうされるのか、計画とかありましたらお願いします。

○颯田支所市民窓口課長

現颯田庁舎の改築を現在検討しておりまして、昨年からは颯田支部自治会長会議及びその下部組織である、ブロック長会議等の協議を複数回重ねてきた結果、近隣の市有地に市民窓口課及び経済建設課の2課を平屋建てで建設し、また、跡地有効活用については住民の意見を聞きながら、同時並行して検討していくという了承を得ているところでございます。今後は早急に内部関係部署とも協議を図りながら、新年度の少しでも早い段階で着手できるよう、事務処理を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○宮嶋委員

既に新しくつくりかえるということが決まっているというところですね。ぜひ、いつものことですけども、使う方々、庁舎管理される方もそうでしょうけど、住民の皆さんの声をよく聞いて、利用しやすい庁舎、支所をつくっていただきますようお願いして、終わります。

○総務部長

申しわけありません。颯田支所の今の改築の関係ですけど、今の颯田支所の市民窓口課長が申し上げた方向では検討はしておりますけど、まだ決定はしておりませんので、まだ予算、市としての意思決定は行ってないので、地元とそういう話をしているということでご理解を、地元と改築の方向で検討しているということだけご理解いただきたいというふうに思います。

○宮嶋委員

改築する方向では、市としてはあるわけですか。改築というか――。

○総務部長

申し上げましたように、老朽化がかなり進んでおりますので、この対策をとっていかうということで、その対策方法について、まだ市として検討しているという状況でございます。

○宮嶋委員

今、地元自治会長さんとか、まち協とかっていうのかもしれませんが、そういうところと協

議はされているんですか。

○総務部長

地元の意見を今伺っているという状況でございます。

○委員長

次に、64ページで、市民交流プラザ運営委託料について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

64ページ、企画費、市民交流プラザ運営委託料です。886万1千円ということですけども、指定管理から直営に変える理由を教えてください。

○まちづくり推進課長

理由につきましては、交流プラザにおきましては、現在の指定管理者制度のもとで、本市の市民活動の推進に寄与してきたことなど一定の成果があったことは認識をしておりますが、ここ近年、登録団体数が減少傾向にあること、さらには施設利用者数も減少傾向にございます。市民交流プラザの有効利活用や空きスペースの活用、利用者増の方策等を検討する中で、市民の皆様により密接した、利用しやすい施設となるよう、直営化する方針を決定した次第でございます。運営につきましては、今までの業務は引き続き行いつつ、施設の強化策として空きスペースを活用し、ふるさと納税のアンテナショップやまちづくり協議会のサテライトステーション的な機能、さらには消費生活相談等の出張相談窓口など幅広い機能を付加し、施設の活性化を図っていかうとすることでございます。

○宮嶋委員

今、指定管理でやっているけれども、なかなか停滞して、人数もふえていないというようなことですけども、だから、指定管理をやめるということですよ。今まで指定管理を行っていたところはどこですか。

○まちづくり推進課長

指定管理の団体の名称につきましては、特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e-ZUKAでございます。

○宮嶋委員

この指定管理の期間が過ぎたので、来年度からは指定管理ではなくて、運営を委託するということですけども、じゃあ運営委託はどこがされるのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

委託先につきましては、市民の自主的で公益的な市民活動を支援できるとともに、市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくり、その他の公益的事業が推進できるノウハウを持った団体等をお願いすることになるかと思っております。

○宮嶋委員

委託先は、この予算が通って、これから決められるということですかね。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

今までの業務全体を指定管理でやっていた分を、先ほども言われた、そのアンテナショップだとか、そういうもので何かこう活性化したいというふうなことで、業務委託をやるということですけど、じゃあその業務運営委託をする団体が、その新しいことをやるのか、直営ということになってはいますけども、その担当課の方が出かけて行って、そういうことをやられるのか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長

課長、もう少し深く入って説明してあげたらいい。

○まちづくり推進課長

運営委託につきましては、今まで行われていた業務をお願いすることになり、それ以外の部分、先ほど申し上げました、サテライトステーションとかアンテナショップについては、職員のほうでやるということでございます。

○宮嶋委員

ということは、指定管理が、たしか976万円ぐらいだったと思うんですが、今度は運営委託料が886万円ということになると差額90万円ぐらい、指定管理外することによって安くなりますけども、結局、市の職員がそこに入って仕事をするということになれば、交流プラザの全体の経費というか、これは指定管理のときよりも多くなるという計算になるんですかね。

○まちづくり推進課長

指定管理のときと比べまして、予算的には、8万2千円ほどにしか増額になりません。

○宮嶋委員

8万2千円というのは、どこから出てくるんですか。

○まちづくり推進課長

指定管理のときが976万5千円で、直営になりますと、運営委託の886万1千円と、直接かかわる分が98万6千円。その差額が、8万2千円ということになります。

○宮嶋委員

その98万6千円というのは、どういう経費なんですか。

○まちづくり推進課長

施設の直接経費、光熱水費とか、インターネットの費用とか、そういうもろもろの費用でございます。

○宮嶋委員

それまでは、その部分は指定管理の方が払ってあったということで、今回は運営委託料の中にはそういう部分が含まれてないということなんですかね。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○委員長

次に、65ページのふるさと応援寄附事業増額の見通しについて、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

65ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費ということで、大変大幅な増額に、これ倍以上になっていると思うんですが、その理由をお尋ねします。

○まちづくり推進課長

理由といたしましては、平成28年度からクレジット決済を導入したことや、ふるさと応援寄附事業のインターネットによる運営サイトをふやしたこと、さらには、お礼の品を11品目から212品目に大幅にふやしたこと等により、平成28年度の決算ベースで、27年と比較いたしまして、約6倍以上の寄附をいただいているところでございます。また、平成29年度からは、さらなる運営サイトをふやす予定であり、その効果により、さらなる寄附金額の増加が見込めますことから、歳入ベースにおきましても、今年度の1億5千万円から、平成29年度は3億円を見込んでいるところでございます。

○宮嶋委員

大変な金額、これ3億円にならなかつたら赤字にはならないかもしれませんが、どうかなという気がします。ふるさと応援寄附金事務代行手数料というのが、4860万円と書かれているんですが、これはどういうところが、こういう代行業をされるのか、お尋ねします。

○まちづくり推進課長

先ほど申しました、インターネットによる運営サイトをされている事業者に支払うことにな

ります。

○委員長

よろしいですか。次に、68ページまちづくり協議会補助金等について、城丸委員に発言を許します。

○城丸委員

68ページのまちづくり協議会補助金3146万5千円の中の、協議会活動推進補助金1200万円分があるんですが、それについてお尋ねをしたいと思います。

平成28年度までは、これ一律で100万円、12協議会で1つ100万円で、1200万円だったと思います。だったというか、そうでしたね。それで、この予算資料を見ますと、平成29年度は、均等割が70万円。そして、上乗せ分が30万円というふうになっております。これは、どういう理由でそうなったか、一応最初にお尋ねします。

○まちづくり推進課長

活動補助金につきましては、まちづくり協議会が設立されて、活動初期の3年間は、各地区の課題等を洗い出し、100万円の中で、課題解決のための取り組みを進めていくこととしておりました。平成29年度からは活動中期に入りますことから、総額の1200万円は同額でございますが、先ほど言われましたように、均等割の70万円に加えて、まちづくり計画に基づく地域の課題解決のための事業等に対し、上乗せ分として補助金を交付しようとするものでございます。したがって、計画の内容によりましては、今まで以上に、補助金が増額になる地区や逆に今までの100万円を下回る地区が出てくることになります。なお、この支出方法につきましては、補助金がスタートしました平成26年度当初より、各まちづくり協議会にはご説明を差し上げてきたところであり、今年度、開催いたしましたまちづくり協議会の代表者会議の中で、承認をいただいているところでございます。

○城丸委員

代表者会議において、承認をいただいているということですけど、その30万円を上乗せにしてやるということの意味というか意図というか、そういうのはどういうところにあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

各地区のまちづくり計画を見ますと、内容的に実際の地域の課題解決にされている部分もありますが、それ以外の部分も確かに出てきております。これにつきましては、十分に精査した中で補助金を交付しようとするふうに考えているところでございます。

○城丸委員

どういうふうに言っているか。これは。頑張るところにはやるけど頑張らんとこにはやらんと、そういう意味ですか。そういう意味に聞こえました。それでですね、どういうふうに申請するのか。また、誰がどういうふうに判断するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長

決定の仕方につきましては、既に各地区からまちづくり計画が出されております。これを現在、我々まちづくり推進課とそれぞれ個別に、地区、公民館と協議をさせていただいて採択する部分、それから不採択となる部分ということで、いま取捨選択をさせていただいているところでございます。

○城丸委員

じゃあ、まちづくり推進課の中でやるということですかね。

○まちづくり推進課長

まちづくり推進課と各地区公民館と協議の上で決定をするということです。

○城丸委員

各地区公民館といいますと、各地区の代表者の話で、要は取り合いをするんですか、その

会議で。そういう形になるんですかね。

○まちづくり推進課長

まず、各地区公民館の係長と協議をさせていただきまして、それを受けて、各係長が代表者の方と協議した上で、最終的に決定していくと、そういう流れになっております。

○城丸委員

非常にその辺の裁量が働くというかなんか、ちょっとわかりにくい部分が出てくる可能性がありますので、しっかり協議をしてやっていただきたいというふうに要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

続きまして、同じ68ページ、一般コミュニティ助成事業助成金について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

コミュニティ助成事業助成金の中の、1件しかないんでしょうけども、一般コミュニティ助成事業助成金500万円というのがありますけれど、これはどういうものでしょうか。

○まちづくり推進課長

一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報活動事業として、住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等に係る費用を補助するものでございます。1件当たり上限が250万円で、補助率が10分の10となっております。

○城丸委員

1件が250万円で、年間2件ですかね。ということで500万円ということですね。それで、どんな方法で申請してどのようなものに使えるか、ご説明いただけますか。

○まちづくり推進課長

コミュニティ活動団体、地域の子ども会とかそういう団体が市に申請を行いまして、福岡県を経由し、自治総合センターに進達されるシステムとなっております。また、どのようなものに使えるかというご質問ですけれど、先ほどご答弁いたしましたように、住民が自主的に行うコミュニティ活動に必要な設備等にかかる費用ということで、例といたしましては、子ども山笠の台飾りや獅子舞等における獅子頭や衣装、さらには太鼓等の購入に使われているところでございます。

○城丸委員

これは、ある程度12協議会といたしますか、その中である程度順番というか、回していかれるのでしょうかね。というのが、やはり山笠のないところもありますし、獅子舞もしていないところもありますし、太鼓のないところもあると思う。そのほかにもいっぱいあるでしょうけど、ある程度各地区に平等に回されるというか、そういうやり方ではあるんですかね。

○まちづくり推進課長

まず申請回数の多いところを優先にし、過去採択されたところは、申しわけないけど、後回しというやり方と、今言われましたように、12地区をできる限り均等に採択されるような流れで申請をしているところでございます。

○城丸委員

わかりました。よろしくお願ひします。それとですね、この予算の中でどういう形で表れるかわかりませんが、各地区のいろんな説明会をやっていきますけれど、その中で結構最近話題になっているというか、よく出てくるのが、地区公民館のコミセン化というのがよく出てきますけれど、この地区公民館のコミセン化というのは、今の地区公民館のやり方とどう変わってくるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

地区公民館をコミュニティセンター化することによりまして、今までの公民館事業にかてて

加えて、公益事業ができるということが最も大きなメリットであると考えております。例えば買い物弱者対策として拠点施設を活用し、朝市を行うということも可能になってまいります。また各協議会が抱える課題に応じた事業が実施しやすくなると考えており、その点も大きなメリットであると考えているところでございます。現在の公民館は社会教育施設であるという性質上、事業に制限がございます。今後、急激な人口動態の変化等を見据えた場合、各協議会においてさまざまな問題が生じ、それに対応できる多様な事業をしていく必要があると想定されますので、コミセン化をする必要があると考えているところでございます。

○城丸委員

社会教育法からの規制緩和とか、そういうふうを考えていいと思うんですけど、朝市とかいろんな事業がありますけれど、それは地区センター、地区協議会の収入になるんですよね。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○城丸委員

その話の中で、将来的にまちづくり協議会を指定管理者の相手として地区に運営を任せてしまおうというような話を聞きますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○まちづくり推進課長

まずは直営で運営を行い、さらには業務委託、将来的に指定管理者制度を活用し、維持していくところで今考えているところでございます。

○城丸委員

将来的にまだ決まってないけど、検討の一つの選択肢であるということで、理解をします。それで、社会教育法からの規制緩和ということで、今後の時代を考えた場合は、やっぱりコミセン化というのは、いい方法だというふうに思います。しかしながら、今、各地域で聞くのは、やはり戸惑いが非常に大きい。何が変わるのかと。館長がセンター長になるとか、それではあまり意味がないなというようなことが結構ありますので、地域に丁寧に説明をしながら進めていってほしいというふうに要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、73ページ、同和対策推進団体補助金について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

73ページの人権同和推進費、同和対策推進団体補助金ということです。2099万円が部落解放同盟で、全日本同和会が254万円、あわせて2353万円が予算になっています。これは平成28年度と変わりません。ここ何年かいろいろする中で、少しではありますけども、減ってはきておりますけども、この団体補助金を改めて、この団体補助金がいつまで続くのかなというふうに思うんですが、補助金を出している理由をお尋ねします。

○人権同和政策課長

この補助金につきましては、人権同和問題の解決に向けた自主的な研修、啓発、地域活動、補助事業や就労対策等の国との交渉などを踏まえて、人権同和問題の解決に向けての社会的活動を行っている団体に対して、行政の補完業務としての公益性を考慮して交付しているところでございます。

○宮嶋委員

いつも言われるのが、そういうことで、行政の補完業務というふうに言われるんですが、いつまで続けられるのでしょうか。

○人権同和政策課長

同和問題の解決については、特措法の失効により解決への手段が変わったわけであり、同和問題が消滅したわけではございません。また、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権教育啓発に関する基本計画においても、地方公共団体の責務はうたわれておりますので、ど

こまで続けるかというご質問ですけど、今後も補助金等の見直しに関する意見、提言書に添って適正な補助金の交付に努めたいと考えております。

○宮嶋委員

行政の補完業務だとか、社会的な役割を果たしてあるとか、ほかの同和問題だけでなく、障がい者の問題とか差別の問題、子どもの人権とか女性の人権とか、いっぱいあると思うんですよね。突出しているのではないかなというふうに思うので、以前から言っているんですけども、団体の決算書を出してもらっても、ここの部分の一部が行政の補完業務ですとか、この部分が行政の補完業務ですというようなことで、やっぱり本来行政の補完業務のために、2千万円いるなら2千万円の予算書というか、予算要求書というか、決算書というか、そういう形、皆さんが納得できるような形で、ぜひ出していただきたいと思っているんですけど、まだそういうふうにはなっていないですよね。

○人権同和政策課長

この点につきましては、年2回の指導検査等を行っておりますので、その中で再三指導はしております。平成29年度の補助金申請より、先ほど質問委員が言われたような内容がわかるような資料の検討をしております。

○宮嶋委員

指導しています、指導していますと言われますけれど、なかなかそういうふうになってきていないということです。ぜひ強気にやっていただきたいと思います。合併以来、行革と称して統廃合や廃止、また福祉が削られる。こういう中で、やっぱり特別扱いではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長

続きまして、73ページ、同じく立岩公民館整備事業費の内容について、宮嶋委員の発言を許します。

○宮嶋委員

73ページ、人権啓発センター、同和会館整備事業費ということで、立岩会館の改修工事の設計委託料として918万2千円が上がっておりますが、その内容をお尋ねします。

○人権同和政策課長

立岩会館につきましては、昭和57年に開設し、以後、今日まで軽微な補修をしながら運用してまいりましたが、老朽化が進んだこと等により、平成28年度より繰越予算で、生活改善室の改修工事に着手し、継続事業として30年以降の改修計画のため、設計委託料を計上しております。

○宮嶋委員

どういう改修計画になっているのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

平成28年度に繰り越しで生活改善室改修工事を今やっております。今後は、県の採択状況にあわせて、トイレ改修工事、空調及び受変電設備改修工事などを計画、予定しております。

○委員長

最後のがよくわからない。電気系統ということですか。

○人権同和政策課長

キュービクルというのですかね。電気を変電する機械です。

○委員長

同じく73ページ、納骨堂の計画について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

73ページの集会所等整備事業費ということで、立納骨堂の改修工事ということになっていますが、どういうふうな中身になっているのか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

この立納骨堂は昭和49年に建設されております。そこには高い擁壁がありまして、擁壁の高さに対して勾配が少ないこと及び水抜きがない等の理由により、前面にせり出し、現在、擁壁方向にずれるように亀裂が生じております。そのまま放置すると崩落のおそれがあるため、既設ブロック済擁壁に持たれ式擁壁を新設し、改修工事を行うもので、工事長は33.1メートルとなっております。

○宮嶋委員

以前もお聞きしたと言われるかもしれませんが、納骨堂はどうしても行政がやっていけないのでしょうか。

○人権同和政策課長

納骨堂は墓地、埋葬等に関する法律に基づく納骨堂の経営許可審査基準で、経営主体は原則市町村等の地方公共団体となっており、これによりがたい事情がある場合は、宗教法人、公益法人等に限るとなっているため、現時点で地元へ移譲することは法的に困難であると考えております。

○宮嶋委員

市内に納骨堂はけっこういっぱいあると思うんですが、老朽化したほうからずっとやり変えてあるんだと思います。あと何基ぐらいあって、どのくらいの期間かかるのかを教えてください。

○人権同和政策課長

市内には30カ所の納骨堂がございます。平成28年度まで3カ所終わっております。これからの計画ですけど、予定では年1カ所等を考えており、年数で言いますと、ちょっと何十年かかかると思われます。

○宮嶋委員

ということは、2カ所をできる年もあるかもしれないけど、1カ所しかできないということになると、二十数年かかるということですよ。そうすると、今、改修が終わっているところがもう耐用年数が過ぎてくるという計算になるんじゃないかなと思いますけど、大体耐用年数はどのくらいになるんですか。

○人権同和政策課長

50年です。

○宮嶋委員

50年だということになれば、あと30年かかってもまだ空白の期間があつて改修しないといけないところがあるということになるんですかね。ただ、さっきみたいにもともとの工事が悪くて、何か支えをつけないといけないとか、そういうことで出てくると思います。結局、永久に市がずっとお金を投入して、改修していかないといけないのではないかなと。今の法律の中では、なかなか移譲とかいうのができないということですけども、その辺ぜひ将来的には工夫していただいて、もっと改善策をぜひ、とっていただきたいということをお願いして終わります。

○委員長

続きまして、同じく76ページの新庁舎建設事業費総括について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

ちょっとお聞きしたいのは、最終的に新庁舎建設費が幾らかかったのかっていうのをお尋ねしたいんですが。

○総務課長

総事業費としましては、約89億円というふうに考えております。

○宮嶋委員

これに利息というか、付けたら幾らになるんですか。

○総務課長

約110億円というふうに考えております。

○委員長

次に78ページ、性犯罪防止対策防犯カメラ設置費支援事業費について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

78ページ、諸費、防犯対策費ってということで、性犯罪防止対策防犯カメラ設置費補助金、20万円ということですけども、この内容をお尋ねします。

○防災安全課長

この制度の趣旨としましては、性犯罪の抑止及び地域住民の不安解消を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる性犯罪のない地域社会づくりの推進を図るため、地域団体が防犯カメラを設置する事業について補助金を交付するものです。

○宮嶋委員

補助金の金額があまりにも少ないと思うんですけども、費用を、どの程度のあれがあって、どのくらいのカメラが設置できるのかな。どういうところが、そういう防犯カメラを設置されるのか、お尋ねします。

○委員長

もうちょっと説明を細めにしてあげて。

○防災安全課長

金額につきましては、経費の2分の1が補助対象となりまして、上限が5万円ということになります。仮に10万円のものであれば5万円、7万円のものであれば3万5千円、15万円のものでは5万円ということになります。この防犯カメラですけども、うちのほうでもいろいろ調べてはみたんですけども、記憶媒体の容量の関係で、やはり金額の安いものからけっこう高額なものまであります。安いものであれば10万円未満のものもありますし、高いものであれば10万円を超えるものも現在販売をしておられるところです。本当に安いものは1万円程度の防犯カメラもあります。

また、どういう団体が設置するかということですけども、うちのほうの要綱を今から制定しますけども、これは県の補助要綱に基づいて、県の10分の10の補助金を活用いたしております。県のほうの採択をされて、うちのほうの補助要綱にもものということになりますので、県と同一の地域団体の想定をいたしております。その団体の想定としましては、自治会その他地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体と。一定の地域を基盤とし、地域に根差した活動をしていること。活動を行う地域の多数の世帯住民で構成されていること。活動を行う地域の世帯住民が自由に加入できること。規約、代表等定めていること。そういった団体が性犯罪防止の活動をされる際の設置する事業について補助金を交付するものということになります。

○宮嶋委員

20万円ということですけども、これは今年度が初めてなんですよね。何カ年か継続してされるのか、それによっては申し出がいっぱいあった場合に順番待ちとかあると思うんですけど、どんなになるんでしょうか。

○防災安全課長

県の要綱が平成30年度までとなっておりますので、本市につきましても一応、30年度までということと考えております。また県が継続されれば、またそこは検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

○佐藤委員

要望だけで終わりますんで、先ほど穎田公民館と支所の話が出たんですけども、当初は、公民館を建築するときには支所機能をあわせ持つとなっていたはずですね。それを今は支所機能をあわせ持たないという検討をされてあるということをお聞きしましたけども、旧穂波地区の説明では、公民館を壊して庁舎と併設する、支所と併設するという説明をされて、前回の公共施設の要望で公民館に対しては、大変穂波から苦情が出ているんですね。その辺の意見を聞かんと、こっち側だけは住民の要望を聞いて併設しないでいく、こっち側は当初の計画どおりいくとなれば、旧4町の方々はまた不満が出てくると思いますので、ぜひともその計画には慎重にやっていただきたいことを要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○梶原委員

私も要望で。先ほどまちづくり協議会の補助金の関係で出ておりましたけども、これについては各12地区のまちづくり協議会が今いろんな形で活動されております。もう少しやっぱり財源を上げていく必要もあろうかと思っておりますが、その財源確保のためにも、今ふるさと納税の寄附金の関係で、本年度倍増されておりますし、いろんなところからふるさと納税をしていただくわけですけれども、その分について、やはり、まちづくりのための財源確保に、そこら辺を役立てていただければと思っておりますので、市長については今後ともその辺しっかり考えていただいて、地域のまちづくり協議会の発展のために、そういった財源確保をしていただくことを要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第1款、議会費及び第2款、総務費について、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 11:09

再開 11:20

委員会を再開いたします。次に、第3款、民生費及び第4款、衛生費、89ページから138ページまでの質疑を許します。初めに、質疑通告されております、92ページ、学習支援事業委託料について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

92ページの社会福祉総務費学習支援委託料ということで、615万5千円が上がっておりますが、国の補助が2分の1というふうなことですけども、ここ何年目かだと思んですが、実施の状況を教えてください。

○保護課長

この事業につきましては、平成25年度にまず穂波公民館において、学び場・ほなみとして開設いたしております。初年度の参加登録者数は12名、28回の開催を行い、延べ参加者数は171名から開始しております。平成26年度には、年度途中より鎮西公民館でも、学び場・ちんぜいを開設いたしまして、2会場での開催となりました。開催回数は、2カ所合計で63回、参加登録者数は合計28名、延べ参加者数は464名でございました。平成27年度も、同様に2会場で開催し、合計参加登録者数33名、開催回数は計76回、延べ参加者数は759名となっております。年々参加者が増加している状況でございます。ちなみに、今年度、平成28年度でございますが、1月末までの実績で参加登録者数が38名、開催回数が69回、

延べ参加者数667名となっており、昨年度よりも、登録児童生徒数は増加している状況でございます。

○宮嶋委員

なかなか人数もふえて、回数もふえて、充実しているようではございますけれども、この中身というか、どういうふうなことをされているのかをお尋ねします。

○保護課長

この事業効果、内容でございますが、まず、内容といいますと、朝10時に会場に集まっていただきまして、2時間、学習をしていただきます。その学習の講師というのが、九工大の学生に講師をしていただくという形です。そして、お昼になりますと、手作り給食、昼食をしていただきます。そして、午後1時から2時までになりますが、その間に、今度、レクリエーションとかスポーツ、そういうものをしております。

この事業効果につきましてですが、この事業の運営自体は、NPO法人の飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、ここにお願いしておるわけでございますが、教室の開催におきましては、必ず保護課の職員が出席して子どもたちと接することとしております。参加している子どもたちにつきましては、日常生活において、礼儀正しいあいさつや、決められた時間内に机に向かうなどの社会習慣が少しずつ身につけてきております。さらに、生活スタイルや学習意欲の向上にも一定の効果が見られていることを職員も確認しているところでございます。また、年間を通じて参加している子どもたちの中には、集団行動の中で社会性を養い、不登校を解消できた子どもや、学力が向上したことで志望高校へ合格した子ども、また、平成27年度におきましては、被保護者世帯の子どもが、中学校卒業後、1年間のブランクの期間に、この教室で学んで、高等学校へ進学を果たした例などもあり、貧困の連鎖を防止するためのきっかけづくりとしては十分な実績を残しているものと考えております。さらに、この事業については、両会場において、先ほども申しましたように、手づくりの昼食を提供しております。登録者の中には、温かい食事を与えてもらっていない子どもたちがいることを把握しておりますので、そのような子どもたちに温かい食事を提供し、また、昨今話題にのぼっております、子どもたちの孤食、これを防ぎ、温かい環境の中で食事をする機会を与えることは、効果として明らかな数字には表れませんが、十分な事業効果があるものと考えております。

○宮嶋委員

大変いい結果がね、出ているように思いますので、これへの制度をぜひ続けていっていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

同じく92ページ、生活困窮者自立相談支援業務委託料について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

92ページの社会福祉総務費、生活困窮者自立支援相談支援事業費ということで、1214万1千円、国の負担が4分の3ということですが、この制度の、相談にいろいろのつてあるようですけれども、その相談の支援体制を教えてください。

○社会障がい者福祉課長

相談の支援体制といたしましては、現在、穂波庁舎の1階に相談室を設けまして、業務委託を行う中で、相談、支援の庶務的なものをつかさどる室長と、それから就労支援にかかわる職員1名、そして住居確保給付金に関係する職員1名ということで、都合3名の職員が、常駐しておるといった状況でございます。あわせて、関係する行政機関、関係団体等とのいわゆる地域資源を活用したつなぎといったものを含めて、支援体制といたしておるところでございます。

○宮嶋委員

現在の利用者ですけれど、相談の受け付けなどの件数はどのくらいあるのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

昨年4月から本年2月までの11カ月が経過する中、受付人数は161人となっております。相談の申込人数は95人、その後、支援プランに至った作成件数は55件というふうになっております。また、プランの終結に至った件数は都合33件になりまして、いずれも前年同期を若干上回るといった状況です。さらには、就職に結びついたり、収入増となった件数は、昨年度実績の2倍の24件となっているところでございます。

○宮嶋委員

プランと言われましたけども、相談者の中には生活困窮のために、生活が乱れているというふうな方があることで、自立するためのそういう計画みたいなものを立てられるということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

生活に困窮されておられる方は、さまざまな理由で生活に関係する悩みを持っておられます。多重債務であるとか、精神に障がいがあるとか、あるいは就職をしたくても、年齢等によりなかなか収入を得ることができないと、さまざまな家庭的な悩み、個人の悩みを持っておられます。そういったことをしっかりと分析、評価して、アセスメントといいますけれども、こういったことを行う中で、その方の自主性を尊重して、今から自立に向かってどう取り組んでいくかというプランをつくっていくというふうなことで、計画をつくってくと、それを支援プランというふうな形で呼んでおるわけでございます。

○宮嶋委員

今の世の中で、こういうものを求めてある方たくさんいらっしゃると思うんですね。いろんなところにこういうチラシが置かれて、特に保護課なんかでは、こういうことに相談にいったらどうですかというようなことも、おっしゃってくださっているようですが、これからもっともっと、本当に困ってある人たち、わからない方がいらっしゃると思うんで、今後の広報活動とか、これをもうちょっと充実させていくためにどういうことをされていかれるのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

広報も含めてですけれども、毎年市報に概要を掲載するとともに、相談室の案内チラシとかリーフレット、こういったものを持参いたしまして、現在は各地区の民生委員、児童委員の皆さんに会議あたりの開催の中でご説明をするということで、地区別に回らせていただいております。そして、この事業の趣旨をご説明し、ご理解とご協力をお願いしてまいったところでございます。最近では市主催のいろんな講演会とかイベントがございますが、こういった折にも、チラシあたりを配布して、取っていただくというような形、それから名刺サイズぐらいのカードを作成するなど、PRも工夫を重ねているところでございます。先ほど民生委員、児童委員の皆様というようなことを申し上げましたけど、日ごろの見守り活動の中において、同じように相談室につないでいただくというようなことの協力をお願いする、こうしたことによりまして、市民生活の様々な場面や機会を捉えて、積極的に生活困窮者の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

続きまして、97ページ、障がい児通所支援事業について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

97ページの障がい者福祉、障がい児通所支援事業というんですが、この中身についてお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

障がい児通所支援事業費の内訳としましては、児童発達支援と放課後等デイサービスという

福祉サービスがございます。児童発達支援とは、就学前の障がいのあるお子様などを対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行うということでございます。また、放課後等デイサービスと申しますのは、就学後のお子様、障がいのあるお子様などを対象に放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練を提供するといったことによりまして、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行おうとするものでございます。

○宮嶋委員

予算が年々ふえてきているようではございますけれども、その辺のところ、利用がふえているんだろうと思いますが、その辺の状況を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

これは、3年前になりますから平成24年の4月にそれまで児童福祉法と障害者自立支援法が改正されまして、福岡県と飯塚市で県と市町村でそれぞれ区分して行っていた通所支援サービス事業については、全て市町村の業務というようになっております。また、スペシャルサポートガイドブックというのを当課のほうでつくっておりますけれども、こういったものの配付、それからサービス提供事業者による情報支援の広報掲載、こういったものによって、これまでサービスを知らなかったと言われる方々に対しても、周知が進んできたものと見ております。制度の周知が進むとともに、市所管の通所支援につきましても、障がい者福祉窓口と保健センターの連携が図りやすくなりまして、利用者にとっても窓口が身近になったということが、そして利用しやすくなったということが、利用増につながっておるといふふうに見ておるわけでございます。

○委員長

続きまして、112ページ、児童クラブの利用状況について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

児童クラブについては、質問を取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、117ページ、生活保護減額の内容について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

117ページ、生活保護費の扶助費ですが、扶助費が前年と比較して、人数が減ったというようなことを、先ほど言われていたものですが、1億2千万円減額になっています。その中身を教えてください。

○保護課長

予算計上の基礎となります被保護者数でございますが、平成24年度の6836人をピークに年々減少しており、平成29年度予算の基礎となりました、平成28年度、昨年ですが10月末では、6214人と前年度予算編成時よりも157人減少しております。また、これはピーク時よりも622人減少しておる数字でございます。年度平均保護率も平成24年度の52.2%をピークに減少を続けており、平成29年度予算編成時の平成28年10月末には48.1%と、平成28年度予算編成時より1%減少しており、平成20年ごろの水準まで下がってきております。以上のような諸条件を勘案し、平成28年度4月から9月までの予算執行状況を加味した上で、平成29年度当初予算額を前年比約1.2%を約1億2100万円を減額し、99億1832万円余で計上しているところでございます。この被保護者の減少、保護率低下についての要因でございます。端的に申し上げますと、平成27年度まで生活保護開始件数が年々減少してきているということでございます。さらに、この開始件数が減少した大きな理由でございますが、その他世帯、いわゆる稼働能力を有するものいる世帯でございますが、この世帯の開始件数が平成23年度の210件から平成27年度では65件と145件も減少しております。当然、このようなその他世帯では複数の世帯員がいるケースが多いこと

から、被保護者数は申請件数以上の大きな減少となります。この被保護者数の減が保護率低下の大きな要因であり、ひいては生活扶助費の減額につながっているところがございます。筑豊地区の有効求人倍率も昨年の8月には初めて1倍を超え、本年1月には1.19を示しております。このように景気回復による社会経済状況等の好転が少なからず保護率の低下、ひいては生活扶助費の減に作用しているものだと考えております。

○宮嶋委員

申請件数が減っていると。若い人たちですよ、まだ働ける人たちの数が減っているということでは、仕事が少し出てきたというようなところで、景気が回復しているというふうなところら辺は、なかなか周りを見ていて、あまり思いませんが、そういうことだということですね。申請を絞って減らしているのではないかなという危惧が少しありましたので安心しました。

○委員長

次に、120ページ、予防接種委託料について、守光委員に発言を許します。

○守光委員

この3件をまとめていいですかね。

○委員長

いいですよ。

○守光委員

この予防接種委託料、またがん検診委託料、そして不妊治療の助成金について、今回予算の部分で前年より下回っている理由をお願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

ただいまお尋ねのありました、成人風疹の予防接種、それからがん検診、不妊治療の助成につきましては、これはいずれも予算の積算の際に、過去の実績をもとに、平成29年度の見込みを推計いたしまして、その額に単価をかけまして、積算をしております。今回、平成28年度に比べまして、その分が減額になったものでございます。なお、がん検診につきましては、乳がん検診が来年度より、マンモグラフィのみの実施としたことから550万円ほどの減額ということになっております。

○守光委員

ことし、予算以上にニーズがふえて、この予防接種等がある場合は、それは補正を組んでちゃんと対応されるのか、お願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

ただいまお尋ねになりました3つの事業以外でも、予防接種等につきましても、当年度の推計、見込みを超えて受診者もしくは接種者が出ました場合には、全体を見まして補正等で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長

次に、質疑一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

104ページの児童福祉総務費のところですか。保育士就職緊急支援助成金ですね、これは400万円ですか。昨年の9月にも緊急ということで、10月ぐらいですか、200万円の緊急補助事業費をされたと思いますが、昨年後半に伺ったら、就職される方がいらっしゃらないということを知りましたが、今回400万円ということで、これはもう素晴らしいことだろうというふうに思いますが、どういうふうな形で新たな就職、保育士になろうという方を、確保していかれるのかということ、ちょっと予算と変わるかもしれませんがお答えいただければと思います。

○子育て支援課長

保育士の確保についてですけども、平成29年7月2日に、合同面談会というのを計画いた

しまして、福岡市内の大学、保育士養成施設そして北九州市のほうの施設の大学のほうの学生に来ていただいて、飯塚市内の保育所、幼稚園、認定子ども園のブースを、それぞれのブースを設けて、面談会を行いたい、そしてそのときに、保育士さんと直接学生さんが話せるコーナーも作って、そして家族の方も来ていただいたり、高校生で保育士さんを目指したいという方も来ていただくような、そのような面談会を計画しております。

それと、もうひとつは、前々から言っていましたけれども、職業訓練の保育コースっていうのを近畿短期大学に、受けていただきまして、8名の募集枠の中に12名の方が応募されて、2年後には、飯塚市内のほうに就職できるような保育士さんが誕生するというような計画にもなっております。

○奥山委員

2年後に、12名の方がということで、期待をしていきたいと思います。それとあと、最後に1つですけれどもこれは、新たな就職ということにあります。新卒の方だけなのか、いったん保育士を退職されて、再就職という方にもこういう、事業として、成り立っていくのかなという、そこをお願いします。

○子育て支援課長

この緊急支援事業は、新しく新卒の学生さんと、潜在保育士さんももちろんあわせたところで、就職された方に10万円ということになっております。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○委員長

質疑はないようですから、第3款、民生費及び第4款、衛生費について、質疑を終結いたします。次に、第5款、道路費から第7款、商工費まで、138ページから161ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告をされておりました143ページ、中山間地域等直接支払事業補助金について城丸委員に質疑を許します。

○城丸委員

143ページですね。143ページのまず中山間地域等直接支払事業補助1445万9千円というのがありますけど、これ、県の10分の10補助ということでもありますけど、補助対象地域が、この予算案に、資料によりますと地域振興8法等指定地域と県知事が認める特任地ということにされております。これは、どういうことでしょうか。

○農林振興課長

中山間地域等直接事業費補助金の対象地域につきましては、まず、地域振興立法の8法といたしまして、特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法などによって指定された地域及び地域振興5立法の8法によって指定された地域に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域とされております。次に、以上の地域において傾斜が水田で20メートルの距離で1メートル以上、畑で傾斜率が15度以上を急傾斜地とし、傾斜が水田で100メートルの距離で1メートル以上、畑等で傾斜率が8度以上を緩傾斜地としてそれでの区分がなされております。なお、福岡県におきましては、県知事が特に定める基準は主なものとして、旧市町村単位で人口減少率が3.5%以上もしくは販売農家の高齢化率が35%を以上であることなどとなっております。

○城丸委員

この8法対象分というのは筑穂町の旧集落ですかね。しかないということなのですが、これは過疎地域自立促進なんかかんとかで、ですかね。あれは、該当するのは。過疎の分ですね。その中で、人口減少率が3.5%以上とか、その販売農家の高齢化率35%以上とかいうことになってはいますが、この分については市のほうで調査をされたということですかね。市かJ

Aか知りませんが。それで、県のほうに申請をするということによろしいですかね。はい、わかりました。それでは、ただいま、改めて、その中山間地域等といったのは、どういう地域というか、どういう定義があるのか教えてください。

○農林振興課長

中山間地域等直接支払事業は、食料・農業・農村基本法のもと、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、実施をされているところでございます。ご質問の中山間地域等の定義につきましては、基本法第35条で「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と規定をされております。また、農林水産省の食料農業農村白書によりますと、農業地域累計区分では、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、中間農業地域、山間農業地域を合わせた地域が、中山間地域と位置づけられているところでございます。なお、中間農業地域は、耕地率が20%前後で他の3区分以外の旧市区町村、山間農業地域は林地率80%以上、かつ耕地率10%未満の旧市区町村とされております。

○城丸委員

だいたいわかりましたが、棚田まではいかないけど、それに似た地域みたいな感じによろしいでしょうかね。それとですね、この私が住んでいます鎮西地域も含まれますか。

○農林振興課長

先ほど申しました、緩傾斜地には鎮西地区が含まれますけども、急傾斜地には該当しないというのが、基盤整備等が土地改良事業で行われていますことから、この急傾斜地については解消されているということでございます。

○城丸委員

では、20メートルで1メートルじゃなくて、100メートルで1メートルという地域には含まれるということですね。はい、わかりました。

続きまして、環境保全型農業直接支援対策事業というのが同じページにありますけど、農業農村の多面的機能を維持、継続するために施行されている日本型直接支払制度というのがありますが、それで実施されている事業の1つでありますけど、それは、農薬とか化学肥料の低減には、低減ということで50%以下でしたかね、いうのがありますが、その特裁米とか、れんげ草等の栽培とかが、農薬とか化学肥料を低く抑えるというか、そのようなのには効果があると思います。どのような要件があるか教えていただけますか。

○農林振興課長

環境保全型農業支払支援事業対策事業につきましては、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者、集落営農に対して、直接支援するものでございます。要件といたしましては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく計画を作成し、都道府県知事の認定、いわゆる、これはエコファーマー認定といわれているものでございますが、それを受けること、それから営農活動の自己点検としての、農業環境規範に基づく点検を行っていることの2点を満たして、販売を目的とした生産を行う農業者共同販売経理を行う集落営農農業者グループが対象となっております。

○城丸委員

この対象のところ、ちょっと具体的に書いてありますけど、認定農業者とか営農組織とか農業法人ですかね、とかになっているということの理解でいいんですかね。

○農林振興課長

組織を集落でつくりまして、その組織がちゃんと規約等を定めまして、その中で環境に優しい農業に取り組んでいくということで、減農薬とか、肥料を余り使わないとか、そういった取り組みに対しての活動でありますので、決して認定農業者とかそういうことではなくてですね、組織単位でということの活動になっております。

○城丸委員

じゃあ、そのグループでちゃんと決めてやっておればいいということで、いいんですね。はい、わかりました。次に経営所得安定対策事業というのが、同じページであるんですが、これにつきましてははですね――。

○委員長

次にいかれるんですね。どうぞ。

○城丸委員

すみません。畑作物の直接支払交付金と言われる、いわゆる下駄と言われる政策だと思っておりますけど、農家に交付される交付金がありますけど、経営所得安定対策推進事業費補助金は、どのような交付金のことでしょう。

○農林振興課長

ご質問の経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、地域段階での生産調整や経営所得安定対策に取り組んでおります飯塚市農業再生協議会に交付するものでありまして、その内訳は、協議会で雇用する5名の臨時職員賃金、水田情報管理システムレンタル料、協議会委員の会議費用、会議出席費用弁償などでございます。ご指摘の下駄対策による交付金につきましては、農業再生協議会が作付の実態を把握いたしまして、国の農政局に報告をし、その報告のもと、国から農家へ直接支払われるため、市の予算としての計上はございません。

○城丸委員

市の計上じゃないと。この1103万5千円ですか、これ、ちょっと意味わかりませんが、今出てきました飯塚市農業再生協議会とはどのような組織ですか。

○農林振興課長

飯塚市農業再生協議会は、地域農業経営の安定と生産力の確保を図るため、経営所得安定対策の推進、戦略作物の生産振興、米の需給調整の推進などを行うために組織をしております。協議会の構成は、旧市町ごとに組織されております水田農業推進協議会、JAふくおか嘉穂、筑豊農業共済、飯塚市農業委員会、嘉飯地区担い手育成協議会、飯塚市農林振興課などで構成をしております。なお、当協議会は、平成30年産からの国の指示なく米の作付計画を行う地域団体の組織としても、機能してまいるところでございます。

○城丸委員

今直接その予算の話が出ましたが、これは一括してそこに交付していると、全てそこから払ってもらっているということですよ。でいいですね。

下駄対策ですけど、大体その下駄を履かせてもらえるというか、その交付金を受ける農家が市内の中でどれくらいおられますか。全農家の何%くらいおられますか。

○農林振興課長

平成28年度の実績が出ておりますので、それでお答えさせていただきます。交付を受ける農家は、大豆を作付しております軒数で16軒、それから二条麦を作付しております農家で14軒、合計の30軒でございます。市内全域、全農家のこれは2%相当に当たるものでございます。ちなみに、作付面積については240ヘクタール、交付金の総額は4800万円となっております。それから、この交付を受ける要件でございますけども、認定農業者、集落営農、認定新規の就農者ということになっております。

○城丸委員

この交付対象者、下駄を履かせていただける対象者、これ認定農業者、集落営農、認定された新規の農業者ということですが、法人もこの営農組織の集落営農の中には入ると。法人は対象にならないのか。なるんですね。この前、一般質問の中でも言いましたが、これは全体で4%ぐらいしかないんですね。この特典を受けられるというのは。下駄を履かせてもらえるのが。残りの96%をとというのは何も無いというか、何の補助もないわけですよ。ただ、飯塚

市の今の状況を考えるときに、この前も一般質問でちょっと聞きましたけど、何が一番問題ですかと見たときに、自分も高齢になっている、そして後継者もない、機械も更新できない。そういう中で水田を守っていくのは非常に難しいということでありましたけど、がんばる農業、予算にもありますけど、これ地域再生計画事業の中でがんばる農業応援事業というのがあります。確かに、がんばる農業は応援せないかんですけど、頑張りたくても頑張れない農業も96%あります。ここら辺をやっぱり応援せないかんのじゃないかと私は思っていますし、この前も一般質問をしています。それで、今後の農業施策の取り組み、これはぜひぜひやっていただきたいんですけど、その辺のところを新市長で申しわけないんですけど、市長にこれからの農業施策について、一言どういうふうにしていかれるかお聞きしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○市長

今るご質問いただきながら、私も非常に勉強になりました。この2カ月ほど、いろんな農村地域もまわらせていただきました。とても特色もあり、そして、これまだまだいけるぞという感触と大変ご苦労なさっているところと私も感じていたところがございます。しかしながら、飯塚市の一つの特色として、農業の活性化をさらに進めるということは、長期ビジョンに立ったときに必要だという認識を持っていますので、それぞれの地域に応じた農業の特色化、そしてできたらそれを商品化するお手伝いをする必要があると考えています。さらに、それを市内外にアピールできるようなことにも行政も責任を持って取り組みたいと思いますし、先ほどふるさと納税の話も出ましたが、その返戻品の中に、先ほど言いました商品化できたものをもっと多く入れたり、ネット販売を利用する等によって、農業全体、地域の農業全体の活性化に努める、そんな役割も果たさせていただきたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:02

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○城丸委員

144ページ、農業振興費のがんばる農業応援事業ということで、協議会補助金が65万2千円出ております。それと新規就農者支援というくくりの分がもう1つあるんですけど、この中身を教えてください。

○農林振興課長

まず、がんばる農業応援協議会の補助金についてですが、この協議会は平成26年に飯塚市、飯塚市農業委員会、飯塚普及指導センター、JAふくおか嘉穂、筑豊農業共済を構成団体として設立をいたしまして、主に農業経営基盤強化促進法に基づく、農業経営改善計画や新規就農計画の審査、新規就農者への支援、助言などを行っております。本協議会に交付いたします補助金の内訳といたしましては、協議会の運営に要する費用として、補助金20万円と新規就農者が農家で研修を受ける際、その受入れ農家への補助金交付事業に要する費用の補助45万2千円となっております。次に、新規就農者への支援の補助の関係でございますが、新規就農者が新たに機械購入や設備を設置したり、農地を取得、借り入れする際に機械等の導入については経費の2分の1、農地の借り入れ等では経費の3分の2を補助する事業でございます。

○宮嶋委員

協議会の補助金、こういうものだけではなかなか新規就農者への支援が不足するというふうに思いますが、このほかにはどのような支援があるのか教えてください。

○農林振興課長

新規就農者への支援につきましては、支援組織でございます、先ほど申しましたががんばる農

業協議会補助金以外では、10分の10の県の補助でございます、青年等就農給付金を市を通して交付をしております。これは新規就農計画を作成し、承認をされました青年等就農者に対して、年間150万円を最長5年間給付するものでございます。また、先ほど申しました機械導入や農地取得に対する補助とあわせまして、無利子の資金の借り入れができる青年等就農資金などの制度もありますので、本市におきましては、がんばる農業応援協議会の構成団体それぞれにおいて、相談窓口を設けているところでございます。

○委員長

同じく144ページ、農地中間管理事業費について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

144ページに、地域集積協力金交付事業補助金と経営転換協力金交付事業費補助金、これは予算資料によりますと、農地中間管理事業の補助金だということですが、現在市内では、どれぐらいの農地がこの中間管理事業で貸されているというか、預けられているのですか。

○農林振興課長

現時点におきまして、農地中間管理事業を利用いたしまして、貸借が成立しております農地の面積は、44.5ヘクタールでございます。

○城丸委員

以前の質問で、この農地中間管理機構が、貸すにあたって、JRファームとか、イオンアグリとかいう企業にも貸せるかという質問に対して、貸せるという答弁があったと思いますけど、今現在の貸付先というのはどのあたりでしょうか。

○農林振興課長

本市におきましては、筑豊地区におきまして設立をされております、2つの農事組合法人への貸し付けが貸付先となっております。1つは、農事組合法人アグリ山口で29.3ヘクタールの集積でございます。もう1つは、農事組合法人グリーンファーム元吉で15.1ヘクタールの集積となっております。

○城丸委員

今の農地中間管理事業ですけど、これは筑穂地区のことだけでしたけれど、ほかの地区はないんですね。

○農林振興課長

他の地区においては、現在のところ中間管理事業を活用しての農地の貸付というのはございません。ただの従前からございます、利用権設定によります農地の貸付については、かなり多くの面積の貸付が現在あります。

○城丸委員

その次に聞こうと思っていたんですけど、現在、利用権設定による農地の貸付面積ですね、それが飯塚市の中でどれぐらいありますか。

○農林振興課長

現在、利用権設定によります農地の貸付につきましては、農業委員会のほうで聞き取りをいたしましたのが、水田で630ヘクタール、畑が約10ヘクタールという数字でございます。

○城丸委員

今聞かれたとおりですけど、農地中間管理機構に預けられているというか、貸されている農地44.5ヘクタール、利用権設定による貸し付けが630ヘクタールと、圧倒的に利用権設定の方が多くんですけど、これは多分、顔が見える人に貸したいというところが働いてるんじゃないかと思えますけど、他方、先ほどから言っていますように、認定農業者とか、営農組合とか、そういう農業を大規模にやられているところは4%、それ以外が96%と。やっぱり、どうかして農地を維持したいということで、農地を預けられているんじゃないかなと、自分でできないものは預けられているんじゃないかなということは、想像できます。それで、この

辺で、この前も言いましたけれど、地域の営農組織をつくるのが農地を守ること、飯塚市の農地を守ること、農業を守ることになるんじゃないかと。もうそれしか方法ないんじゃないかというふうに私思っていますんで、ぜひぜひ、その辺の96%に対する支援というか、そういうのを考えていただきたいというふうに要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく144ページ、生産振興補助金交付事業について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

144ページ、生産振興補助金交付事業ということで、この交付事業の概要をお知らせください。

○農林振興課長

生産振興補助金につきましては、本市の農業振興及び生産者の所得向上を果たすため、米の生産調整による不作地への作物の作付を促し、もって水田のフル活用を図るために実施しているものでございます。具体的には、大豆、麦、飼料作物、キュウリ、イチゴなどの振興作物、新規導入作物の作付に対して、10アール当たり2万円から3千円の助成金を交付するものでございます。交付の手順といたしましては、市から地域段階の団体組織でございます、飯塚市農業再生協議会に一括交付をいたしまして、当協議会からJAさんへ交付する仕組みとなっております。地域段階の団体組織みずからが作付状況等を行って、申請を行いますことから、市の負担軽減が図られているところでございます。

○宮嶋委員

いわゆる減反政策がずっととられてきて、減反をしてきた分について、代替というか、代わりの作物をつくるにあたっての補助金ということでもいいですかね。

○委員長

次に、149ページ、各所改良工事について、城丸委員の質疑を許します。

○城丸委員

各所改良工事3千万という予算があります。これは浸水対策事業ということですから。それで、鎮西の小中一貫校が今建設中で、今盛んに工事が行われていますけれど、その条件整備の中で水路がやはり小さかったりするので浸水対策について、強い要望が出されたと思いますけど、御存じだと思いますけど、その中で要はそこだけなおしてもだめだと下流域の水路の断面が小さいので上だけ直しても下がオーバーフローするだけということで、上のほうのため池を調整池として使って、流すのを調整するというか、そういうふうにやってくれないかということで、実際ため池がですね、やっぱり、浅くなっているというか、結構土砂などがたまってきているんで、やっぱり調整池として使うには、やっぱり浚渫なり、改良なりが必要になってきますけど、この3千万円の予算がそちらのほうに使えるかどうか、教えていただきたい。

○農業土木課長

この各所改良工事の3千万円の使途でございますが、目的としましては小規模な浸水を起こしている地域での原因解消という目的で組んでおる3千万円でございます、小規模といいますが、額の話になってまいります、大体年間この3千万円で22カ所から25カ所くらいの工事を行っている状況でございます。それで、今の鎮西の上流部においての浸水対策をこの予算で使えないかというお話でございますが、農業土木といたしましては、このほかにも補助事業もございます。それから具体的に浸水対策事業の中で取り組んでおる大きな事業もございます。調査はかけてみないとわかりませんが、そこそこの状況に応じまして予算、使える予算を検討していきたいというふうに思っておりますのでございます。

○城丸委員

そうですね。この通学路の中にはないかもしれませんが、実は大日寺吉原町線というのがありまして、歩道をつくるというのを今調査中だと思います。順次できてくるんじゃないかと

思いますけど、それまでは農道というか、そこは実際は通学路になってないんですけど、通る可能性がある。その横の水路が断面が小さいんで、オーバーフローする可能性があるということ、児童あたりにも大雨のときには危険が及ぶ可能性があるんじゃないかという心配しておりますので、ぜひぜひ早く早く浚渫なり改良なりしていただいて、上のため池で調整ができるようにしていただきたいという要望を、強く要望いたしまして、終わります。

○委員長

次に、157ページ、地方創生人材育成等業務委託料について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

157ページ、商工業振興費で、地方創生人材育成定着促進事業費ということで、組んであります。この事業の概要を教えてください。

○産学振興課長

地方創生人材育成等業務委託料につきましては、その事業費の2分の1が交付金として交付される地方創生推進交付金を活用いたしまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町での広域連携事業といたしまして、平成29年1月より実施しております事業であります。本年度の事業の概要といたしましては、地域の大学生を対象に、地域の中高生のIoTキャンプの講師となる地域IoTリーダーを育成するため、最先端のIoT技術やコミュニケーション能力を学ぶ地域IoTリーダー養成研修を2回、IoTリーダー講座を1回実施いたします。次に、研修を終えた地域の大学生IoTリーダーから中高生が最先端のIoT技術を学ぶキャンプを実施いたします。中高生の研修予定といたしましては、1日体験会を2回、3日間研修1回を予定いたしております。この事業の目的といたしまして、キャンプを受講した中高生が地域企業への就職または地域の大学に進学後、次世代のIoTリーダーへと成長する人材育成の好循環の形成を目指すものです。本事業につきましては、嘉麻市、桂川町との広域連携事業であり、総事業費2224万8千円を中高生の在籍生徒数割合により、飯塚市事業費1631万5千円、嘉麻市事業費395万3千円、桂川町事業費198万円といたしております。それぞれ、この事業費の2分の1が交付金として交付される事業であります。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 13:16

再開 13:16

委員会を再開いたします。

○産学振興課長

IoTにつきましては、例えば、今中高生、今度3月の19日、20日、21日の3日間でスリーデイズキャンプを予定しているところですが、具体的にはiPhoneアプリ開発、ゲーム開発、ウェブデザイン、デジタルミュージック、映像編集、これらのソフトの開発を行って、作品の完成まで行うというようなプログラムになります。チラシ等を作成しておりますので、またよろしければ、ごらんいただければ——。資料要求の資料がありますので、これに概要については大体記載しておりますので、ごらんいただければと考えております。

○宮嶋委員

詳しく説明していただいたようですが、なかなかわからないということがわかりました。アプリとかああいう、その中でいろんなゲームとかいろんなのをつくっていくってことなんだらうなというふうに、もう私の別世界ですのでちょっとわかりませんが、そういうことで地元にも子どもたちが定着するというようなことであろうと思いますけども、実際はどういうことを、今度は19、20、21日で何かされるという話でしたけど、どういうことをされるのか、お願いします。

○産学振興課長

先ほどご説明させていただいた繰り返しになろうかと思えますけれども、iPhoneアプリ開発、それらの5つの講座にわけまして、それらを求める中高生がそれぞれの講座で3日間にわたりその開発を行って、最終日にはそれら開発した発表を行うというような内容になっております。

○宮嶋委員

そのこととこれ定着促進事業というのは同じなんですよ。それで子どもたちが定着するというふうな、そこら辺のつながりがいまわかりません。

○産学振興課長

地方創生推進交付金といたしましては、この地方創生人材育成等業務委託、これとあわせて、予算書のその下に書いております企業誘致支援業務委託料、これもあわせて交付金事業として申請を行って認定されているところです。こういったプログラミングキャンプを通しまして、IT人材を育成していくと。そのIT人材を求めて、大都市に集積しておりますIT企業等の誘致を図り、そこで、この中高生あるいは大学生に就職して地域に定着化、定住化してもらおうという目的です。

○委員長

続きまして、161ページ、観光客等誘客事業委託料について城丸委員に質疑を許します。

○城丸委員

161ページの観光客等誘客事業委託料、1020万6千円ですかね。この分について、地域再生計画事業費ということですけど、この事業はどのような内容のものですか。

○商工観光課長

今回計上しております観光客等誘客事業委託料でございますが、これは平成27年度から観光集客業務をコンサルティング会社に委託いたしまして、国内外の旅行会社等への本市への誘客活動を行い、同時にそのノウハウを飯塚観光協会に蓄積し、飯塚市における観光の振興を図る事業でございます。

○城丸委員

それでは、どのような方法で観光客等の誘客を進めているのですか。

○商工観光課長

本市への誘客活動を行う際、観光客が飯塚市だけを目的として訪れるケースは少ないことから、空港や港を持つ福岡市や北九州市などの観光地と当市の観光地を合わせた観光ルートを作成し、コンサルティング会社とともに旅行会社等への営業活動を行うことにより、観光客の誘客を図っております。

○城丸委員

さきの一般質問でも、私、篠栗の南蔵院の参拝客130万人、130万人だったと思えますけど、その参拝客を八木山、それから伊川温泉、それから飯塚の観光客とか、そちらのほうに誘導していく施策が必要ではないかというふうに言いましたけど、この委託の関係で、そういう方向とかいうのは何かなされているのでしょうか。

○商工観光課長

篠栗南蔵院につきましては、八木山地区へのアクセスがよいことから、当市と南蔵院がごさいます篠栗町の観光協会と協力し、篠栗町から飯塚市及び飯塚市から篠栗町へ観光客が周遊できるよう、飯塚市と篠栗町の観光パンフレットをそれぞれの観光協会に設置させていただいております。また、八木山にごさいます自然食バイキングレストランにつきましては、観光ツアーの昼食場所として積極的に紹介をいたしております。本年3月には、台湾から大手旅行会社ツアー担当者を招へいして案内いたしましたところ、地元の新鮮な食材でつくった料理に強い関心を持たれ、旅行商品の造成を前向きに検討しているとのことでございます。それからまた、伊川温泉観光協会では、本年度において、伊川温泉への誘客を図る目的で観光マップを作

成しており、来年度には集客イベントを開催する予定であるということから、こういうイベントを絡めたところの誘客もコンサルティング会社とともに進めてまいりたいと考えております。平成29年度におきましても、地域が持つ魅力を最大限に引き出し、情報発信していき、八木山地区を含めた本市への国内外からの観光客の誘客を図っていきたいと考えているところでございます。

○城丸委員

ぜひお願いします。最近テレビでやっていたんですけれど、パチンコに来る人が非常に多いと、外国から。パチンコ、それから福岡ポートに来るお客さんがけっこうあるということで、ぜひ飯塚オートも含めたところで考えていただきたいと、進めていただきたいというふうに思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外に質疑がありましたらお願いいたします。

○吉田委員

通告外ですけど、144ページで生産振興助成金ということでお二方ご質問ありましたけど、ちょっと確認の意味を踏まえて質問させていただきます。この1018万8千円については交付先を飯塚市農業再生協議会に行くということで、補足説明資料の中の17ページにもご説明ありますけど、この金額等の確認、内訳が非常にわかりにくいものでご説明願えますか。

○農林振興課長

生産振興補助金の内訳でございますけども、先ほどご説明いたしましたけど、米以外の農産物を作付けを生産調整の関係で農家の方が行われます。それを促進し、米以外の作物については米と同等の所得につながらないというようなことで少し応援をするというようなことでの助成金でございます。その作付けの作物ごとに一番高いので、1反当たり2万円、安いので3千円というようなことで助成をしているということで、種類によってさまざまということでございます。

○吉田委員

この資料の中に、新規作物取り組み5万円、1件当たりという表示がありまして、5件となっておりますけど、これについては決定されているのでしょうか、それとも今から決まるのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○農林振興課長

新規導入作物については、新たに新規でされる作物ということでございまして、今のところ実績としては導入の作物はございません。3年間このメニューを1つ設けまして、交付しているということで、農業再生協議会のほうでこの補助金内訳のメニューを設定しておりますことから、29年度が3年目になります。29年度もこの新規作物について、全く導入がなければ、これはちょっと見直しまして、別の品目等に助成金を回すというようなことで、検討するというようなことで今再生協議会のほうでも協議がなされておりますので、実績としてはないということで、今のところご理解をお願いします。

○吉田委員

ただいまの説明によりますと、ここだけ確認しますけど、再生協のほうで過去3年間について新規対象作物がなかったと。今後について、今年度について作物が決まれば、それを決定していく。来年度については今後見直しを図っていくというお考え方だということなんですね。具体的にその作物を決定するっていうのは、再生協議会のほうでよろしいんですか、それとも行政のほうになるんですか。最終決定だけ、そこだけお答えください。

○農林振興課長

1市4町地区ごとでの水田農業協議会の代表の方。それから、農区長、生産組合長の代表の方で農業再生協議会を構成しております。そこでの意思決定が転作作物の補助金の内容と額の

決定になりますので、そこで意思決定をするということでございます。

○委員長

ほかにありませんか。

○城丸委員

質問通告外で誠に申しわけありませんけども、155ページの産業振興ビジョン策定支援委託料ですね、この件につきましては2003年度から、3つの大学、それから産業支援機関等が集積する、飯塚市のポテンシャルを最大に使って、そういう新産業振興とか新産業の創出を図り、雇用、それから定住促進を進めていこうというトライバレー構想が行われてきたわけですけど、現在、第3ステージということで、医工学連携ということやられておって、来年度まで、29年度までということで、進められておると思いますけど、私の感覚としてはちょっと変わってきたんじゃないかと。変わって悪いということはないんですけど。当初の目的から変わってきたんじゃないかと。というのは、当初は人材を育てて送り出すまちじゃなくて、人材を生かすまちにしよう。学生のほうにスポットを当てていたと思うんですね。今は医工学連携といたら、どっちかといえば研究者ですよね。研究者、医師、それから企業ですよね。ちょっと変わってきたんじゃないかというふうに考えておりました、それはそれでそういうのもありかなというのがありますけど、できれば最初のやっぱり日本一、そういう起業家精神を育てて、日本一創業しやすいまちづくりとか、そういうベンチャー企業に対しての支援とか、それをやってきましたよね。それはもう御存じだと思いますけど。そっちのほうにはあんまりスポットが当たっていないというのがちょっと気になるんですけど、この新産業振興ビジョンですね。これトライバレー構想のビジョンということでいいんですね。29年度まで医工学連携ということでやられていますが、新しい策定に当たっては、どういう方向でやられるか、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

○産学振興課長

今言われたように、現在第3次の新産業創出ビジョンにより、各種事業を実施しているところでございます。平成29年が最終年度となっておりますので、次期ビジョン策定のための委託料を計上したところです。次期ビジョンにつきましては、市内中小企業の振興を図り、地域経済の発展を目的といたします、飯塚市中小企業振興基本条例が平成28年4月より施行いたしております。このため、次期ビジョンにつきましては、産学官の連携を軸といたしまして、ITの集積、創業を中心としたビジョンから産学官連携は継続として軸といたしまして、今までの創業促進や医工学の推進、これらとともに商業、6次産業を加えた、これらの産業振興のためのツールとして、ITと他の産業の融合を図るといった産業全般にわたる産業振興ビジョンを策定いたしまして、市内中小企業者あるいはベンチャー企業の振興を図っていきたいと考えているところでございます。

○城丸委員

今、新産業創出とか、そういうのを中心にやってきましたけど、地場産業の振興にも力を入れていこうということですよ。その中に6次産業化というのがありましたけど、これは私の先ほど質問しております農業振興、これに非常に有効な方法だというふうに言われております。昔は1+2+3という、これが6次産業だと言われたんですけど、今は1×2×3ということで、何でかと言うと、1がなくなったら0だと。だからこの一次産業をやったり大事に育てていかないかんといいところで言われておりますので、ぜひ農業振興もやっていただきたいと、もちろん地場産業の振興もやっていただきたいというふうに要望しまして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですので、第5款労働費から第7款商工費までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 13:35

再開 13:35

委員会を再開いたします。

次に、第8款土木費及び第9款消防費、161ページから185ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております、162ページ、大規模建築物耐震改修促進事業費について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

162ページの土木総務費、大規模建築物耐震改修促進事業費っていうところですけども、この内容を教えてください。

○建築課長

大規模建築物耐震改修促進事業費とは、平成25年11月25日の耐震改修促進法の改正により、要緊急安全確認大規模建築物の要件の対象となった飯塚市内に存在する民間大規模建築物の耐震改修に要する費用の一部を、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震改修の促進を図るために行う補助事業です。今回、予算計上を行っております事業の予定工事金額は、当該年度に想定される工事対象部分の床面積に補助限度額単価を掛けて算出を行い、平成29年度から平成31年度までの継続費として計上を行っております。事業者に対する補助金額としては、国、県、市で予定工事金額の23%となり、そのうち飯塚市の負担割合は5.75%となります。

○宮嶋委員

補助金が、1億5583万8千円、平成29年度で言ったらですね、これがいわゆる工事費の23%のうちの飯塚市が負担する5.75%の金額という認識でいいんですかね。

○建築課長

委員おっしゃいます今の1億5583万8千円というのは、全体の23%の金額でございます。このうち飯塚市の負担割合といたしましては、5.75%の3896万1千円という形になっております。

○宮嶋委員

民間の大規模な建物ということですけども、どこの何という建物なのでしょう。

○建築課長

まだ正式に公表がされておられませんので、公表はちょっと差し控えたいところではございますが、今要件としてなっております施設につきましては、先ほど申しました、要緊急安全施設の対象施設として不特定多数の者が利用する病院、店舗、旅館等の施設で3階以上かつ床面積が5千平米以上の要件の昭和56年以前の建物ということで、ご理解いただけないでしょうか。

○宮嶋委員

何か不思議な話なんですけど、結局この建物に補助をするということを決められたということなんですけど、ほかにはこれに該当する建築物がないという判断なんです、それとも幾つかあって選ばれたんですか。

○建築課長

建物の判断をするのは特定行政庁、県のほうから通達が行われております。その折に、飯塚市には民間施設で要緊急安全建物としては該当する施設は2施設ありましたということになっております。

○宮嶋委員

2施設あって、そのうちの1つを選ばれた。じゃない。

○建築課長

2施設が当初該当ということになりまして、2施設のうち1施設につきましては、今年度、補助としては完了、耐震改修工事が完了いたしましたので、今年度その分の工事は完了しております。

○宮嶋委員

では、もう該当する建物はこれしかないということですね。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第8款土木費及び第9款消防費について、質疑を終結いたします。

次に、第10款教育費から第13款予備費まで185ページから231ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております196ページ及び204ページ、スクールバス運営と利用状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

196ページと204ページ、小中学校管理費のスクールバス運行委託料です。スクールバスが5地区になりますかね。資料9ページに、バスの運行概要ということで、当初予算を、入れ込んだものを出していただいております。このそれぞれについて、金額が随分いろいろ違うんですが、大まかに、どういうことでこういう金額になったのかを教えてくださいたいんですが、

○教育総務課長

スクールバスの委託料については、国の指針と申しますか、それに則って設計をしている状況でございます。過去に観光バスとかの大きな事故がありましてですね、そういったところから、国のこのバスの運賃に対して指針が出されたところでありまして、手短に申しますと、上限の運賃と下限の運賃、これは、国のほうから示されまして、その範囲の中で、決定すると、そういう形の中で各地域の設計をいたしまして、こういう金額になっているということでございます。

○宮嶋委員

ルート、走る距離だとか、そういうことが勘案されるので、例えば筑穂なんかでいくと金額が多いかなと思いますけど、距離的などこらへんとかがあつて、こういう金額、まあ一律にはならない、こういう金額になるんだという理解でよろしいですか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

八木山の場合、乗り合いタクシーっていう欄があるんですが、予約乗合ですね、この金額は、どこから出て来るんですか。

○教育総務課長

予約乗り合いタクシーの金額につきましては、八木山地区についての、スクールバスについては、一般混乗として行っておるわけでございますけども、その便がですね、朝に朝の便と夕方ですね、それぞれ2便走らせておりますけども、夕方にその、例えば小学生なり中学生なり、その時間帯にですね、利用できない方がどうしても出てまいりますので、それについては、予約乗り合いタクシーを利用していただいて、帰っていただいているということございまして、その費用、予約乗り合いタクシーの利用にする費用については計上しているものでございます。

○宮嶋委員

結局、その予約乗り合いタクシーに乗らないと、いわゆるスクールバスでは帰れない子たちの人数をあらかじめ概算してこういう金額が出たということよろしいですか。

○教育総務課長

そういうことでございます。

○宮嶋委員

それと、このスクールバスの中でいわゆる混乗っていうか、今さっき、八木山でも出ましたけど、混乗という方式がとられているのは、どこどこですか、それとも全てですかね、教えてください。

○教育総務課長

混乗を実施しているところにつきましては、筑穂地区の桑曲線、これにつきましては、昨年の8月中旬から実施しております。それから、あとは八木山地区でございます。

○宮嶋委員

筑穂地区も内住のほうは混乗にはなっていないということですね。はい、わかりました。

○委員長

次に、199ページから206ページ、就学援助費について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

就学援助も10ページのほうに資料を出していただいております。199ページと206ページの就学援助費です。就学援助費はですね、さまざまな扶助費がありまして、それぞれによって随分人数的なものが違うんですけども、この辺の、今どき、今頃こんなこと聞くのかと言われたらいかんけど、この人数の違い、大きな違いっていうのは为什么呢。

○学校教育課長

就学援助費につきましては、その内訳といたしまして、例えば、医療補助費、学用品補助費、修学旅行補助費等々がございます。それぞれに対象が異なりまして、医療補助費につきましては、学校保健法安全施行令に規定する疾病にかかって、その治療を受けている者、学用品費につきましては、これは全学年が対象となりますし、修学旅行においては、修学旅行の対象学年となりますので、それぞれにおいて、その内訳が異なるところでございます。

○宮嶋委員

当たり前のことでしたね、それが受けられる基準があるのかなと思ったんですが、そうではないんですね。それからですね。1つあるのは入学準備扶助費というのがありまして、入学のときにいろんな中学校でいけば、制服だとか、ランドセルだとか学用品関係とか、さまざま必要なお金が出てくるということで、入学準備扶助費というのがあります。この扶助費がですね、今現在、何月に支給しているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

この就学援助の支給の流れについて、簡単に説明をさせていただきます。2月に学校を通じて全児童生徒保護者に対して周知文書を配布し、その後、申請を受け付けます。新入学生につきましては、入学説明会で同じ周知文書を配布し、市のホームページ等を通じて、その周知を図っているところでございます。その後、申請を受けまして、6月の所得確定を受けて、判定を行い、6月末の支給というふうになっておりますので、今、ご質問にありました、入学準備金につきましても、同じ流れでいっておりますので、6月末の支給ということでございます。

○宮嶋委員

御存じのように入学に際して、やっぱり要るものなんですよ。入学式は4月にあります。で、やっぱりいろんな準備とかを考えると、4月の頭か、3月の終わりがぐらいに、お金が入ってこないところからか、その金を工面してこないといけないっていう方がたくさんいらっしゃるわけですよ。それで、それをいわゆるできれば3月に支給するようにできないのかということをお聞きします。

○学校教育課長

まず、これにかかわりまして既に実施している自治体がございます。例えば、近隣で申しま

すと、田川市が4月、福岡市が3月また、その他、平成29年度からの実施予定の市町村もあるようでございますが、これにつきましては、この前倒し支給について、特に支給後の対象者外になった場合の取り扱いなどの課題も実際ございますが、冒頭申しましたとおり、既に実施している自治体の事例、それから他の自治体の動向等をしっかり見極め、また調査しながら、あわせて、市長部局と協議をしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮嶋委員

今、課長がおっしゃられたようにですね、全国でもたくさんの自治体が実施していますし、県内でも幾つかの自治体が、実施をしています。先ほど言われたように、6月の収入認定やないなんて言われましたかね、金額が確定してからいわゆる就学援助が受けられるか受けられないかが決まると言われましたけど、例えば、今年度、今、28年度ですけど、28年度受けていた人は、突然変わって4月になったらものすごくお金が入ってくるということではないと思うんですね。28年度受けていた人は、もう3月に支給するというふうに考えていけば、1回は補正予算で、例えば来年度から実施すると、30年度から実施するとすれば、29年度中に補正予算でこの入学準備扶助費を概算で補正予算かけていけば3月出してやれば、今度はその次の年は、2回払うことはないからですね、その次の年は、その年のまた3月でいいわけですから、一度補正を組まないといけないと思いますけどそういうことも年度で、4月の入学の分だから、その年度で収めないといけないということできなくて、そういう考え方もあるんじゃないかなというふうに思いますので、今、課長がいろいろ検討するって言ったらいかなですね、なんて言われましたかね

○委員長

前向きに。

○宮嶋委員

前向きに、ぜひ、その辺考えていただいて、やっぱり親御さんにとっては準備してやりたいけど、子どもにランドセルも買ってやれないという、入学の時期になったら、そういう不安を抱えてある方いっぱいいらっしゃるんですね。ぜひ、よろしく願いいたします。

○委員長

次、200ページから208ページ、219ページ、小中一貫校関連事業について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

これも11ページに、小中一貫校関連事業総括表というのをつくっていただいております。ここの事業費の合計というところがいわゆるその学校建設に関して、例えば幸袋中学校区の小中一貫校をつくるにあたって、このこれだけの57億円ですかね。57億4245万7千円、これが建築費の総額なんですよということの理解でいいんですかね。

○学校施設整備推進室主幹

お尋ねの幸袋中学校を例に出したところで、57億4245万7千円、こちらのほうが、幸袋の小中一貫校を建設する上で必要となる建設費全体額ということになります。

○宮嶋委員

鎮西の場合は、公民館とか入っていますけど、これは公民館とか穂波東で言ったら、児童館とかは、入っていないんですかね。入っていますか。

○学校施設整備推進室主幹

11ページのほうの、資料のほうなんですけれども、幸袋中学校区につきましては、児童館及び給食施設を含んだところになります。また、鎮西中学校区につきましては、質問委員おっしゃるとおり、公民館、児童館を含んだところがございます。給食施設も含んでおります。また、穂波東中学校区につきましては、こちら、質問議員言われるとおり、児童館及び給食施設を含んだところでの建設費総額ということになっております。

○宮嶋委員

言っていなかったからあれですけど、この間、小中一貫校をつくるにあたって、工期が100%入札という、とんでもない話もありましたけれども、工期が延びたりとかいうことで、増額になった金額というのは、この表ではわからない。わかりますか。

○学校施設整備推進室主幹

幸袋中学校区のほうで工事が伸びたときに、たしか、そのお話があったというふうに記憶しておりますが、大変申しわけありませんが、今、その数値については把握をしておりません。

○宮嶋委員

工事を、学校づくりを急ぐあまりに無理な工事をやって、入札の問題もありましたし、そういう工期がおくれるというようなこともあって、随分割高になっているのではないかなと思いますので、その辺のところ、また後日、計算ができましたらまたご相談にしてもらって、ご相談して数字を出していただきたいというふうに思います。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外に質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第10款教育費から第13款予備費までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:57

再開 14:10

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。13ページから48ページまでの質疑を一括して許します。はじめに、質疑通告をされております、13ページ、市税収入等の状況について、宮嶋委員に質疑を許します。

○宮嶋委員

13ページ市税です。資料を出していただいて、1ページですね、資料が出ております。収入未済額なんですが、ほぼ横ばいというような、数字的にはそういうふうになっておりますが、その辺について、何か特徴的なことがありましたら教えてください。

○税務課長

内閣府が発表いたします月例経済報告では、景気は一部に改善のおくれが見られるが、緩やかな回復基調が続いているというふうに記されております。しかし、大都市や大企業には、その効果が見られるものもあるようですが、地域経済は依然として厳しい状況にあるのではないかなという認識しております。そのことが、市民の収入増直接的につながっておらず、滞納者の多くの方が、現年度分は納付できているのに、過年度分まではなかなか納付できていないのが大きな要因ではないかなというふうに分析しております。

○宮嶋委員

滞納者はですね、なかなか今言われたように、景気良くなっている部分もあるような話も先ほどもありましたけれども、なかなか大変で、本当に日々の生活に追われて、これは後回しにしたらいけないんですけど、税金までは手が回らないっていうふうな方もたくさんおられます。大変厳しい生活をされている方がおられますが、そのことについて、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○税務課長

滞納者の中には、いわゆる低所得者の方が多く、厳しい生活状況であるというふうには推測しております。そのため、税務課では、分納等の納税相談がありましたときは、誠意を持って対応させていただき、分納を含むさまざまな形で税金の完納に向け、協議を行っているところ

でございます。

○宮嶋委員

ぜひ、その辺のところを、いろんな方がいらっしゃるということで、今もそうだろうと思いますが、当たっていただきたいというふうに思います。

次、いいでしょうか。同じ13ページの市税の差押えについて、資料の1ページ、下の段に、市税の差押え調べというのを出していただいております。これで、何を差し押さえられたのかってというのが、るる書いてあるんですが、預貯金の差し押さえが、やっぱり多いようですけれども、これ、いつも税務課とやり取りをやるんですけども、いわゆる、お金が余って貯金しているわけじゃない、今の通帳の中のお金っていうのは、皆さんにとって、財布の中なんですよね。給与とかもそこに振り込まれ、いろんなものがそこに振り込まれ、それこそ児童扶養手当とか、そういうものも含めて全部そこに振り込まれるので、その預貯金っていう考え方自体をやはりちょっと考え直していただきたいなと思いますけれども。それが給料だとか、そういう児童扶養手当だとかいうことであれば、差し押さえはできないというふうに思うんですが、この差し押さえをするときに、通帳の中身について、滞納者と事前に聞くというようなことができないのかどうか、お尋ねします。

○税務課長

預金の中身について、滞納者の方に、事前に聞くことはしておりません。ただ、預金の流れというか、出し入れについては、税務課のほうでは、金融機関に詳細な調査を行って、どういう中身なのか、ある程度把握した上で、預金の差し押さえを実施しておりますところでございます。

○宮嶋委員

毎月の通帳の出し入れというか、入ってくるお金を見れば、何なのかっていうのは大体わかんと思うんですけども、そういうところで、そういうものを差し押さえるべきではないというに思います。差し押さえた後の苦情処理、どういうふうにされているのか、お尋ねします。

○税務課長

預金等を差し押さえた場合、その直後に、差し押せられた方からの苦情相談などがあります。ただ、その多くが苦情というよりは、差押金の一部または全部を戻してもらえないかという相談でございます。ちなみに、昨年度、平成27年度の実績では、そういう苦情相談件数は、大体、差し押さえの15%程度、300件ほどございました。

○宮嶋委員

私も相談を受けますけれども、返してくれと、自分が借金というか、しているだけになかなか、それを言うのも大変な方がたくさんいらっしゃいます。もし、お金がなくて、本当に首を吊るしかないというようなことも言われる方もありました。そのご本人から申告があった場合は、返金には応じられるのか、どういうふうにされているのか、お尋ねします。

○税務課長

そういう場合は、こちらのほうで、本人との聞き取りとか、いろいろな調査を行った上で、その方の生活を著しく脅かすなどと判断できれば、一部または、場合によっては全額の返還に、現在応じております。

○宮嶋委員

どのくらいの件数で、どのくらいの金額を返金されたか、わかれば教えてください。

○税務課長

27年度で申しますと、返還した件数は、90件ございました。返還した額につきましては、約800万円程度でございます。

○宮嶋委員

血も涙もないじゃなくて、血も涙もある行政がされているのかなという、そういう部分はありますし、大変な思いをされている方もいらっしゃると思いますけど。

○委員長

17ページの地方交付税の減額の状況と今後について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

地方交付税が減額になっていると思うんですが、今の現状を教えてください。

○財政課長

資料の2ページを、要求がっておりますが、地方交付税、実質的には国が財源との関係で、市町村に起債をさせまして、後ほど交付税措置するという、臨時財政対策債含めてトータルで説明させていただきます。29年度と28年度を比較しますと、その上の表の合計のところの28の最終予算額、これは当初予算ではありませんが、もう最終の決算に近い予算で、表しております。それと、29年の当初予算、これを比較しますと、約3億9千万円の減となるという見込みを立てております。当初予算についても、同様に3億円ほど減ということでの見通しということで予算計上しております。この減少の主な要因ということですが、本市が、合併団体でありますので、市町村におけます普通交付税の算定方法の特例、すなわち、合併算定外の適用を受けておりまして、合併の翌年度からの10年間は、合併前の市町村が存在するものとみなして、その普通交付税の額を保障するということになっております。そして、11年目からその後5年間にわたって、保障額が逡減してまいります。そして、最終的には、16年目には、1つの市としての最終的減額が、全部されるということになっております。それで、本市の合併が18年度ですので、11年目の28年度がまず10%の減、平成29年度が、30%の減それから、平成30年度が50%の減、平成31年度が70%、平成32年度が90%、そして、33年度には全部、その保障額はなくなるということで、1、3、5、7、9という、段階的に、階段みたいに減っていくということになっております。その保障額が幾らかと申しますと、合併当初は、約29億円減額するというので、行財政改革等に取り組んで参っております。その後見直しが行われ、平成27年度には、21億円に見直しが行われております。そして、平成28年度、昨年16億円の減ということで、13億円ほど縮小されて、減る金額が少なくなっているということになっております。したがって、平成27年は、その10%の、約1億6千万円が減った。それから、平成28年ですね、平成29年度では、30%、約4億8千万円が減額となると見込んでおりまして、地方交付税の減額につきまして、今回の予算計上とも含めまして、この合併算定替の保障額の減額が大きく影響しているということでございます。

○宮嶋委員

ということは、最終的に、最後の年度は幾らくらいになるんですか。

○財政課長

最終的に、先ほど説明しましたが、平成33年度には100%なくなる。その100%が16億円減ということでございます。

○委員長

次に、22ページのごみ袋販売実績と推移について、宮嶋委員に発言を許します。

○宮嶋委員

ごみ袋の資料はないのかね。ごみ袋の数字はどういうふうに動いているのか、お尋ねします。

○環境対策課長

ごみ袋の販売合計金額を、過去3年間の決算ベースでお答えをいたします。平成25年度が5億6055万2333円でございます。平成26年度が4億8333万8340円でございます。平成27年度が5億1723万900円となっております。推移につきましては、平成25年度が、翌年度に消費税率アップに備えるかけ込み需要による増加と考えられます。平成26年度が、その反動による影響で減額したと考えられます。また、平成27年度には例年並みの水準に戻ったと考えられます。

○宮嶋委員

ということは、ごみの量っていうのは、ほとんど横ばいで推移しているという判断ですかね。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○宮嶋委員

ごみ袋、毎年言っておりますが、やっぱり、住民の皆さんの中には、ものすごく高すぎるとい、いろいろなアンケートとかをとりますと、そういう声が本当にあがってきます。ぜひ、やっぱり他市町とも比較しても、高いという部分もありますので、ぜひ値下げを検討していただきたいという要望を申し上げて、質問終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、歳入について、質疑を終結いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を終結いたします。次に、総括質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第4号 平成29年度飯塚市一般会計予算」に対する、全ての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

詳しくは、本会議で述べますが、依然として続いている同和予算とかごみ袋の問題だとか、特に今年度、来年度どうなるかわかりませんが、あの入札の問題だとか、諸々のことがありますので、反対の態度を取らせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第4号 平成29年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数、よって本案は原案どおり可決するものと決定いたしました。

○委員長

副委員長のほうでお礼の挨拶を。

○副委員長

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。本特別委員会は、委員並びに執行部の皆さんの熱心な審議を終えて、審査を終了することができました。ご協力ありがとうございました。今回短い準備期間で、委員執行部の皆さんとともに、しっかりと準備をしていただき、十分な審査ができたものと思います。特に、多くの資料作成で執行部の皆さんには、通常業務に加えての作業をお願いしておりますので、それにつきましては、委員の皆さん、しっかりと今後の議会での活用をお願いいたします。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり、要望が多々上がっていましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、

市民福祉の向上のためまた、市政発展のためにご尽力いただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長

これもちまして、平成29年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。